

韓国被爆者問題の経緯

16.

昭42年11月	韓国人被爆者団、日本大使館に陳情	陳情内容 (1) 日本政府への補償 (2) 治療援助 (3) 生活補助
12	韓国被爆者問題への新聞報道	韓国日報 12/3, 12/5
43 2~3	自費渡航して日本国内での治療について大使館に照会	居住条件満たぬ者は原爆医療法に適用ない旨、回答
3	韓国への医療班派遣について大使館に検討依頼	技術協力に形か、ない旨、回答
10~11	孫貴達 ケース	原爆治療のため箱根に空入国者。原爆症と判断され、強制退去。手帳交付せず。医療費、韓国政府負担
12	巖粉連、林福順 ケース	空軍機出撃のため来日し、広島原爆病院入院。手帳交付せず。医療費は民間団体負担
44 11	海外医療協力計画の一環として韓国人医師の受入研修を実施	5名 約1ヶ月 放射線科で研修し、一等被爆者治療の研修
46 8	韓国原爆被害者援護協会、慰霊架の竣工、日本大使館に陳情、総理大臣のメーソン提出	内容 (1) 被害への補償 (2) 被爆者の救護
10	孫振斗 ケース 支援団体、厚生省に再三陳情し、在韓被爆者救護を求めた。	不法入国者、原爆症治療のため箱根に手帳交付申請 47.3.10 厚生相より訴訟提起 7 申請却下、訴訟取下付